

金 銭 の 貸 付 け に 関 す る 届 出 書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍	
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金	
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権 の50%以上を保有している会社 ニ イが役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ～ニのために貸付けを行うもの		
者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	事務上の連絡先 (担当者電話)			

下記のとおり届出します。

1 相 手 方	(1) 名 称			
	(2) 主たる事務所の 所在地			
	(3) 定款上の事業目的		(4) 資本金	
	(5) 事前届出業種に該当 する理由			
2	金 額			
3	契 約 時 期			
4	貸 付 時 期			
5 条 件	(1) 金 利			
	(2) 期 間			
	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)		

6 貸付金の使途		
7 貸付目的等	(1) 貸付目的	
	(2) 貸付けに伴う経営関与の方法	
	(3) 貸付け後の事業計画	
	(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	
8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資本金	
	届出者との関係	
9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	住所又は主たる事務所の所在地	
	国 籍	
	職業又は営んでいる事業の内容	
	資本金	
	届出者との関係	
10 その他の事項		

届出受理年月日	
及び受理番号	

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10 その他の事項」欄に記入すること。
- 4 「1 相手方」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 5 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 6 「7 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の貸付目的を記入すること。「(2) 貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 7 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 8 「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第6号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行つていたり又は当該貸付けの相手方が発行する社債（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第1号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。
- 9 届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

2 銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

(日本産業規格A4)

	(3) 元本の回収方法 (該当分に○)	イ 期日一括 ロ 分割 (具体的に記入すること。)	
6	貸付金の使途	「新工場建設工事資金(総額〇〇億円)の一部に充当」等と具体的に記入する。	
7 貸付目的等	(1) 貸付目的	経営関与	
	(2) 貸付けに伴う経営関与の方法	株主総会における株主提案	
	(3) 貸付け後の事業計画	<事前届出業種に係る設備投資計画> 炭素繊維製造業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円 石油精製業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円	
		<事前届出業種に係る販売計画> 炭素繊維製造業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円 石油精製業 届出年度 〇〇百万円 翌年度 〇〇百万円	
(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い	新たに経営陣を招聘し、経営効率を改善する。不採算事業から撤退し材料分野の設備投資を実施し生産能力を拡大させる。		
8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国 籍		
	職業又は営んでいる事業の内容		
	資 本 金		
	届出者との関係		
9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの	氏名又は名称及び代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
	国 籍		
	職業又は営んでいる事業の内容		

	資 本 金	
	届出者との関係	
10 その他の事項	届出者は貸付けの相手方の株式のすべてを所有している。	

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る行為は、 年 月 日から 行うことができる。	

(記入要領)

- 1 代理人が届け出る場合は、届出者本人の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 2 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 3 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「10 その他の事項」欄に記入すること。
- 4 「1 相手方」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 5 「5 条件」欄中「(3) 元本の回収方法」欄は、「ロ 分割」により回収する場合には、次の例にならって記入すること。
(例：○年○月を第1回とし、以降1年ごとに○年○月まで○回○○円ずつ回収。)
- 6 「7 貸付目的等」欄中「(1) 貸付目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合併会社の設立」等の貸付目的を記入すること。
「(2) 貸付けに伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法を記入すること。「(3) 貸付け後の事業計画」欄には、貸付け後に貸付けの相手方の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(4) 事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、貸付け後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。なお、(2)から(4)までの欄は、「資産運用」及び「関係会社の設立又は資金調達の支援」の場合は記入を要しない。
- 7 「8 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。
- 8 「9 届出時に届出者と特別の関係にあるもの」欄については、届出者が本届出書により金銭の貸付け（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第6号に規定する金銭の貸付けをいう。）を行おうとする場合において、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第2条第4項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）をいう。）が当該貸付けの相手方に当該金銭の貸付けを行っているとき又は当該貸付けの相手方が発行する社債（対内直接投資等に関する政令第2条第9項第1号に規定する社債をいう。）を所有しているときに記入すること。
- 9 届出者が貸付けの相手方の株式又は持分のすべてを所有している場合には、「10 その他の事項」欄にその旨を記入すること。
- 10 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に

従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

- 2 銀行等又は資金移動業者の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引を行つた年月日	金 額	銀行等又は資金移動業者確認印

（日本産業規格A4）

対内直接投資に係る「金銭の貸付けに関する届出書」の記入の手引

1. 届出が必要な取引または行為

外国投資家（注1）が本邦に主たる事務所を有する法人（以下「借入先」といいます）に対し1年を超えて金銭を貸し付ける（貸付債権譲受けによる金銭の貸付けを含み、居住者外国投資家が行う本邦通貨による貸付けを除く。以下「金銭の貸付け」といいます）（注2）場合であって、次のいずれかに該当するもの。

（1） 借入先が行っている事業の中に、事前届出業種（*）が含まれている場合。

* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第4項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一および別表第二に掲載されている業種に該当する業種ならびに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く）に該当しない業種（別表第一および別表第二に掲載されている業種を除く）をいいます。事前届出業種は、定款上に記載されている事業目的に限定されず、投資先企業が実際に行っている事前届出業種の製造等具体的な事業が含まれますのでご注意ください。

（2） 外国投資家の国籍または所在国（地域を含む）が、日本および「対内直接投資等に関する命令」別表第一に掲載されている国または地域以外の場合。

ただし、相続、遺贈により貸付債権を取得する場合は届出不要です。また、特定の外国投資家による出資比率および議決権比率が10%未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」といいます）による金銭の貸付け（注3）も、届出不要です。

—— 「出資比率」および「議決権比率」（注4）には、特別の関係者（対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める関係者）が所有等するものを含みます。以下同じ。

（注1） 次の事業を営む者（以下「金融機関」といいます）がその業務として行う金銭の貸付けは対内直接投資等に該当しませんので、本件届出の対象ではありません。

- a 銀行業（国際復興開発銀行及びアメリカ合衆国輸出入銀行を含む）、信託業、保険業または金融商品取引業を営む者。
- b 業としての金銭の貸付を主として行う者。

（注2） 次のいずれにも該当する金銭の貸付けが対象です。

- a 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高が1億円に相当する額（注5）を超える。
- b 当該貸付け後における当該外国投資家から借入先への金銭の貸付けの残高と、当該外国投資家が保有する借入先が発行した社債（注6）との残高の合計額（注7）が、当該貸付け後における借入先の負債の額として定める額（注8）の50%に相当する額を超える。

(注3) 上記ケースにおける特定の外国投資家自身が、「特定上場会社等」である場合には、その者からの出資比率または議決権比率が10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、「特定上場会社等」からの出資比率または議決権比率が10%以上であり、他の特定の外国投資家からの出資比率および議決権比率が10%未満の居住者外国投資家のことを『特別上場会社等』といいます。また、「特別非上場会社」（「特定上場会社等」を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る）のことをいいます）による金銭の貸付けも、届出不要です。

(注4) 「議決権比率」とは、「保有等議決権数」の総議決権に占める割合をいいます。なお、ここでいう「保有等議決権数」には、直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任の対象となるものを含む点にご留意ください。

(注5) 外貨の場合は外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算して下さい（以下、金額の換算については同様です）。

(注6) 会社の発行する社債で、特定の外国投資家に対して募集されたものに限り、ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 銀行業、信託業、または金融商品取引業を営む者、もしくは業として金銭の貸付けを主として行う者が業として取得した社債。
- b 居住者外国投資家が取得した本邦通貨をもって表示される社債。
- c 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債。
- d 当該外国投資家による取得後における保有高が1億円に相当する額以下の社債。

(注7) 対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める特別の関係にある者の分を含みます。

(注8) 当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。ただし、貸借対照表を作成していない場合は、当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録（当該直前の事業年度がない場合は、直前の財産目録）の負債の総額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。

2. 届出の時期

貸付けの前6か月以内に届出をして下さい。非居住者外国投資家が届け出る場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

3. 提出書類および提出部数

「金銭の貸付けに関する届出書」（別紙様式第六）・・・届出書の名宛大臣数+2通

4. 名宛大臣

届出書の名宛大臣とは、財務大臣および借入先の営む事業の所管大臣をいいます。事業所管大臣および上記1. (1)の事前届出業種が不明な場合は、各省庁の担当窓口（「外為法の報告書等に関する照会先一覧」参照）にご確認下さい。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町 2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ)

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107